

令和6年度平戸市予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

国は、9月の月例経済報告の中で、我が国経済の基調判断を「景気は、緩やかに回復している。」としたうえで、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」との認識を示している。

また、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化と若年層の将来不安への対応、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面しており、こうした「時代の転換点」とも言える状況にあって、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、これら内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組や、GX・DX、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示している。あわせて、少子化のトレンドを反転させるため、こども・子育て政策の抜本的強化、地域の中小企業の活力を引き出し、特色ある地方創生の実現、さらには、自然災害から国民を守る防災・減災、国土強靱化の推進、国民生活の安全・安心に向けた方針を示し、その上で、これら政策遂行の基盤となる中長期の視点に立った経済財政運営の方針と令和6年度予算編成の考え方が提示されている。

これを踏まえた「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（7月25日閣議了解）では、令和6年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

2 平戸市の財政状況及び今後の財政見通し

令和4年度一般会計決算状況は、歳入26,918,577千円に対し、歳出26,016,837千円、実質収支は901,740千円の黒字となった。

歳入では、行政運営の根幹である市税が前年度と比較し5.0%の増加、歳入の大宗を占める地方交付税において、普通交付税は前年度同様に臨時経済対策費の追加など再算定が行われたものの、固定資産税の増加や単位費用の減少などにより、1.7%の減少となっている。市債は、国補正に伴う防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や臨時財政対策債の減少が主な要因となり、前年度比36.4%の減少となっている。

自主財源比率は、24.0%と前年度と比較すると4.9ポイント増加しているものの、引き続き自主財源に乏しい財政構造に変わりはなく、今後とも産業の振興や雇用の創出を図ることによる税収等、自主財源の確保に引き続き努めていかなければならない状況となっている。

歳出では、投資的経費のうち普通建設事業費が主に国補正に伴う学校や漁港、道路整備事業の減少により28.1%、扶助費は、前年度に行った住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金の支給の減少により11.5%、公債費は、繰上償還額の減少により6.7%、それぞれ減少している。その反面、物件費は、主にふるさと納税の増加に伴うふるさと応援寄附金推進事業（返礼品関係）により8.8%の増加となっている。

歳出全体では前年度と比較し6.7%減少しているが、今後は人口減少対策やDX推進等の新たな財政需要への対応が重要であることから、引き続き徹底した経常経費の縮減に取り組む必要がある。

令和4年度決算における主な財政指標では、これまでの市債の繰上償還により、実質公債費比率は1.7%（R3：1.5%）、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.4%（R3：84.4%）と、ともに前年度より微増しているものの、財政運営における一定の健全性は保たれている状況にある。

しかしながら、依然として進行する人口減少や少子化対策、老朽化による公共施設の適正な維持管理等経費の増加、DXの推進に加え、ロシアのウクライナ侵攻に起因するエネルギー価格の高騰による経済への影響など多くの課題に直面していることから、「平戸市未来創造羅針盤」に掲げる本市の未来像を実現するため、持続可能な財政運営をめざすとともに、新たな施策を講じながら取り組む必要がある。

〔参考〕令和4年度決算状況（普通会計）

	構成比	前年度比	市民1人当たり(29,162人)
① 主な歳入の状況			
市 税	10.6%	5.0%	97,353円
地方交付税	41.4%	△1.5%	381,873円
(臨財債を含む)	41.9%	△3.3%	386,125円)
国県支出金	23.7%	△18.7%	218,869円
寄附金	3.4%	29.4%	31,340円
市 債	7.1%	△36.4%	65,256円
(臨財債を除く)	6.6%	△32.9%	61,004円)
歳入総額		△6.3%	922,217円
② 主な歳出の状況			
人件費	13.7%	△1.0%	121,811円
扶助費	17.8%	△11.5%	158,594円
公債費	11.5%	△6.7%	103,000円
普通建設事業費	12.7%	△28.1%	112,954円
歳出総額		△6.7%	891,296円
③ 地方債残高			
257億 771万円		△3.8%	881,548円
(交付税算入額等を除く実質的市債残高)			
68億4,530万円		0.3%	234,733円)
④ 基金残高			
142億3,834万円		5.6%	488,250円
(うち財政調整基金残高)			
35億6,771万円		10.1%	122,341円)
(うち減債基金残高)			
25億 13万円		0.2%	85,733円)

3 予算編成の基本方針

令和6年度当初予算は、一年間の見通しに立った通年予算とし、前述の国の動向や本市の財政状況等を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政基盤を築き、健全財政を維持することを基本とする。

社会の変化及び市民ニーズを的確に捉えるとともに、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、最少の経費で最大の効果が得られるよう、全職員が一丸となって次のとおり取り組むものとする。

(1) 予算編成の基本的な柱

まちづくりの指針である「平戸市未来創造羅針盤」に掲げる本市の将来像の実現に向けて、次の事項を予算編成の柱とする。

なお、総合計画後期基本計画の重点プロジェクトについては、「やらんば！平戸」応援基金の活用を予定していることから、緊急性・必要性及び事業効果を十分検討した上で積極的な提案を行うこと。

◆共通プロジェクト

きずなをつなぐプロジェクト

【協働、地域コミュニティ、シビックプライド】

市民と行政の協働によるまちづくりとずっと住み続けたい平戸市の創出

◆基本プロジェクト

① しごとをひろげるプロジェクト【産業・雇用】

地域の特色を活かした産業振興による経済の活性化

② ひとをそだてるプロジェクト【子育て、教育】

子どもを安心して産み育て生涯を通して学べる環境の充実

③ くらしをまもるプロジェクト【保健、医療、福祉】

生きがいを感じ安心していきいきと暮らせる地域の形成

④ まちをつくるプロジェクト【定住・移住、自然環境、生活基盤】

まちの活気をつくる定住・移住の促進と安心できる生活空間の確保

⑤ たからをみせるプロジェクト【観光、文化、シティプロモーション】

観光平戸の再生とシティプロモーションによる交流人口の拡大

⑥ ちからをつけるプロジェクト【行財政運営】

効率的・戦略的な行財政運営の推進

(2) 「第2期総合戦略」の推進

人口減少抑制対策の方向性及び施策を示す「第2期総合戦略」の積極的展開を図ること。財源については「やらんば！平戸」応援基金を優先して活用するので、アクションプラン（実施計画）に基づき積極的に提案要求を行うこと。

◆第2期総合戦略基本目標

- ① 雇用の促進 ～しごとをふやすプロジェクト～
- ② 産業の振興 ～しごとをのばすプロジェクト～
- ③ 子育て支援 ～ひとをそだてるプロジェクト～
- ④ 定住・移住の促進 ～まちをつくるプロジェクト～

(3) 国の施策と歩調を合わせた事業の展開

国においては、「時代の転換点」とも言える構造的な変化と課題に直面する中、従来「コスト」と認識されてきた賃金や設備・研究開発投資などを「未来への投資」と再認識し、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野について、官が的を絞った公的支出を呼び水に民間投資を拡大させ、さらにこども・子育て政策は最も有効な未来への投資として、取組を抜本強化し少子化傾向を反転させるとしていることから、その動向を注視し、国の施策と歩調を合わせつつも本市の状況に応じて先駆的に事業の展開を図ること。

特にDXについては、DX実施計画に計上され、推進本部等での協議を経た事業については、適切に要求すること。

(4) 行財政改革の更なる推進

定員適正化計画、行政改革推進計画及び財政健全化計画は令和5年度で期間終了となるが、財政健全化の旗は降ろさず、各計画における姿勢や取り組みは継承し、予算を編成するものとし、事務事業全体の選択と集中を図るとともに、仕事の進め方についても、より一層の効率化に努めること。

ア 補助金等に関する指針、受益者負担の適正化に関する指針及び業務委託に関する指針に基づき見直しを行い、住民負担の公平性確保と限られた財源・人材の有効活用を図ること。

※ 各指針に基づき、検証及び見直しの現状について、要求書に記載すること。（歳出は「参考」欄、歳入は「積算基礎」欄）

イ 既存事業の中で、すでに役割を終えた事業や前例踏襲により形骸化している事業はないか、今一度市民目線で精査し、優先度及び投資効果の低下した事業は廃止または縮小すること。要求する場合でも実績や効果を効率性、有効性等の観点から徹底検証し、見直しを行うこと。

ウ 新規事業の要求は、新しく取り組むべき事業を先に決め、そのための財源を捻出するために、既存事業の優先順位を付け直す「ビルド&スクラップ」へ発想を転換し、より優先順位の高い事業から限られた予算の中で要求することを基本とする。

エ 働き方改革を推進し、限られた人員の中で生産性を向上させ、業務の効率化を図る観点から、仕事そのものの見直し、優先順位づけや、職員間での業務量の偏在の是正、事業の廃止を含む業務量の削減を進めることで長時間労働の是正を図ること。

(5) 公共施設適正化の推進

公共施設等については、公共施設等総合管理計画（第1次アクションプラン中間見直し※）に基づき、将来世代の負担軽減のため、修繕・更新費用の平準化や機能の集約・統合等の検討を行い、施設総量の縮減を図ること。

また、インフラ資産については、計画的な整備、長寿命化の推進、適切な維持保全を目指すこととし、安全確保を最優先としつつも、将来負担も考慮した計画的な維持管理を進める予算とすること。

これらのうち、大規模改修等については、新しいまちづくり基金の活用を図ることとする。

※ 10年間で公共施設の更新費用を約35%削減

(6) 歳入の的確な確保及び新たな財源の創出

本市歳入の根幹をなす市税については、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、引き続き収納率の向上に対する取組みを行うこと。

住宅使用料等の受益者負担についても、負担の公平性の観点から収入未済額の解消に努め、時効による不納欠損が生じることがないように徹底すること。

ふるさと納税について、寄附金を原資とする「やらんば！平戸」応援基金は、総合計画や総合戦略における重要施策の推進に必要な不可欠な財源であることから、委託先の民間企業との連携を密にし、より一層、本市の魅力発信と増収を図ること。

また、市有財産の有効活用や不要財産等の積極的な処分など、これまで以上に創意工夫を図り、新たな財源の創出に努めること。

(7) 重要政策推進枠の設定

「平戸市未来創造羅針盤」が描く未来像「夢あふれる未来のまち平戸」の実現に向けた重要な政策を踏まえ、優れた効果が期待できる新規取組みについて、「重要政策推進枠」を措置する。

「重要政策推進枠」については、経験や慣例に囚われず、柔軟な発想により持続可能かつ効果的な取組みとなるよう財源確保も含め、部内で十分な議論を重ねた上で要求すること。

4 予算編成方法

積み上げ方式、全件査定

歳出全般にわたり、事業の優先順位を洗い直し、実施時期の見直しや、事業の廃止、縮小など事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、単に前年度同額での要求ではなく、直近の決算・執行実績に基づく金額の精査を改めて行い、無駄を徹底して排除した上で、真に必要な経費を積み上げる「積み上げ方式」とする。

(1) 予備査定対象事業（経常的なソフト事業等）

「令和5年度当初予算計上一般財源の範囲内」で要求を行うこと。

※ ただし、人件費や物価高騰に伴う業務委託料等の上昇分など社会情勢により、削減努力では調整困難なものについては、特殊事情として要求可能とする。

※ 課内で要求額の調整が不十分なまま要求しているケースが散見される。

課内で内容、積算の精査及び要求額の調整等を済ませてから要求を行うこと。

(2) 総合計画アクションプラン「計画計上」事業

計画計上額を予算要求の上限額と捉え、再度内容を精査した上で要求を行うこと。

なお、予算要求の入力等の事務的な詳細は、「令和6年度平戸市予算編成要領」を参照のこと。

5 その他

- (1) 本課所管の予算費目に出先機関の担当事業が含まれる場合、各出先機関からの要求を本課内で優先順位付けや積算方法の統一、全体で前年度一財以内とする要求額調整などを行わず、そのまま要求しているケースが散見される。

この場合、ヒアリングはじめ、その後の調整に不用な時間を要し、査定作業に支障をきたしているため、本課にあっては、関係する出先機関の要求内容の精査及び所管予算全体での要求額の調整を確実に済ませた上で要求を行うこと。

- (2) 土木・建築工事等に係る建設課・都市計画課（受託課）への事務委託については、各課と受託課で事前に協議を済ませた上で、要求を行うこととし、事業執行に当たっては、双方連携を密にし、推進を図ること。